

契約締結前交付書面

- ◆ 商品先物取引の契約締結前交付書面（大阪取引所）
- ◆ 金融 ADR 制度のご案内

必ずお読みください

「契約締結前交付書面」は金融商品取引法の規程に基づき作成されたもので、同法第 37 条の 3 の規程により、お取引をいただく前に、商品の内容を正確にご理解いただくための重要なポイントを記載しております。

必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

商品先物取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引として行われる商品先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（買方の場合は転売、売方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。
- 受渡決済型商品先物取引は、貴金属やゴム、農産物等（金融商品取引法施行令第1条の17の2の規定に基づき金融庁長官が指定する商品）を対象商品としたものであり、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、その建玉は現物商品の現渡し・現引きによって決済が行われます。
- ミニ商品先物取引は、金と白金を対象商品としており、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、契約時の約定値段と最終清算値段の差額を受払いすることで、差金決済が行われます。
- 限日商品先物取引は、金と白金を対象商品としており、同一取引日中に反対売買によって決済されなかった場合には、その建玉は自動的に持ち越されます。
- 商品先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- ・ 商品先物取引を行うにあたっては、別紙「当社が定めた委託手数料一覧」に記載の額及び方法により取引手数料をいただきます。

証拠金について

- ・ 商品先物取引を行うにあたっては、別紙「当社が定めた委託者証拠金額一覧」に記載の証拠金（後段2. (1)に記載の現金不足額を除き、倉荷証券（以下、「代用有価証券」といいます。）により代用することが可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。
- ・ 証拠金の額は、SPAN®により、先物取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、商品先物取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※ SPAN®とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard

Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

※当社では、株式会社日本証券クリアリング機構が定める代用価格（有価証券の種類に応じた時価に乘すべき率）【<https://www.jpx.co.jp/jscc/information/news/index.html> 株式会社日本証券クリアリング機構】に従って、代用有価証券を証拠金に充当できることとしております。

商品先物取引のリスクについて

商品先物の価格は、対象商品の価格の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、商品先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、商品先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- ・ 商品先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- ・ 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、受託契約準則第33条ならびに「先物・オプション取引口座設定約諾書」第12条2項に基づき、損失を被った状態で建玉の全部が決済されます。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うことになります。
- ・ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

商品先物取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 商品先物取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

商品先物取引の仕組みについて

1. 商品先物取引の仕組みについて

商品先物取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。

○ 取引の方法

(1) 対象商品

取引対象の商品は、貴金属（金、銀、白金等）、ゴム（RSS、TSR 等）、農産物（とうもろこし等）、CME 原油等指数先物の金融商品取引所が業務規程等に定めた商品となります。

(2) 取引の期限

a 金標準、銀、白金標準及びパラジウム先物取引

2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の最終営業日（ただし、12 月は 28 日（休業日又は 12 月の最終営業日に当たるときは、順次繰り上げます。）とします。）を受渡決済期日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。

各限月取引は、受渡決済期日から起算して 4 営業日前を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

b 金ミニ及び白金ミニ先物取引

2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の取引最終日の翌営業日を最終決済日とする取引に区分して行います。

各限月取引は、標準取引の取引最終日の前営業日を取引最終日とし、その翌々営業日から新しい限月取引が開始されます。

c 金及び白金限日先物取引

取引日の立会時間において成立し、又は取引日の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより消滅する取引（以下、「限日取引」といいます。）に区分して行います。

d ゴム（RSS）先物取引

毎月の最終営業日（ただし、12 月は 28 日（休業日又は 12 月の最終営業日に当たるときは、順次繰り上げます。）とします。）を受渡決済期日とする取引に区分して行います。

各限月取引は、受渡決済期日から起算して 5 営業日前を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

e ゴム (TSR) 先物取引

毎月の船積完了日から起算して 9 営業日後を受渡決済期日とする取引に区分して行います。ただし、当限月の第 10 営業日から当限月の翌月の 15 日までに受渡品の船積を完了させるものとし、

各限月取引は、当限月の前月最終営業日を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

f とうもろこし先物取引

1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月の 1 日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日を受渡決済期日とする取引に区分して行います。

各限月取引は、当限月の前月の 15 日を取引最終日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。）とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

g 一般大豆先物取引

2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 15 日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。）の 3 営業日後の日から当限月の最終営業日（ただし、12 月にあつては、最終営業日から起算して 4 営業日前の日）までのうち、渡方が指定した営業日を受渡決済期間とする取引に区分して行います。

各限月取引は、当限月の 15 日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。）を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

h 小豆先物取引

毎月の最終営業日の前日（ただし、12 月は 24 日（休業日に当たる場合は順次繰り上げます。））を受渡決済期日とする取引に区分して行います。各限月取引は、受渡決済期日から起算して 3 営業日前を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

i CME 原油等指数先物取引

各限月の第一営業日（米国における当該日が CME 原油等指数が算出されない日に当たる場合は、順次繰り下げます。）を取引最終日とし、その翌営業日から新しい限月取引が開始されます。

(3) 日中取引終了後の取引

商品先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、日中取引終了後にも夜間セッション（16:30～翌 6:00、ゴム市場 16:30～19:00）が設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中におこなった取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

(4) ストラテジー取引

商品先物取引では、金融商品取引所が定める範囲内で、複数の商品先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。

(5) 制限値幅

商品先物取引では、相場急激な変化によりお客様が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1 日に変動し得る値幅）を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断

商品先物取引では、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、一部の取引を除き、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。

(7) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 商品先物取引の制限又は禁止
- g. 建玉制限

○ 決済の方法

(1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

商品先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

(2) 現物商品の現渡し・現引きによる決済

受渡決済型商品先物取引について、当限月の 15 日（とうもろこし、一般大豆については当限月 1 日）（休業日の場合は繰り上げ）の午後 4 時までに受渡の指示がない場合、翌営業日の日中立会寄付きにてお客様の計算により建玉を決済します。即座に約定できない場合も全量約定するまで発注します。なお、当社での受渡し取扱銘柄は金・白金・銀に限らせていただきます。

(3) 現金決済型商品先物取引

当社では現金決済型商品先物取引についても、受渡決済型商品先物取引と同様に、当限月の 15 日（休業日の場合は繰り上げ）の午後 4 時までに受渡の指示がない場合、翌営業日の日中立会寄付きにてお客様の計算により建玉を決済します。即座に約定できない場合も全量約定するまで発注します。

（ただし、CME 原油等指数先物は除く。）

2. 証拠金について

(1) 証拠金の差入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌営業日 12:00（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して 3 日目

の日)までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は倉荷証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a 委託者証拠金

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」といいます。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてSPAN®を用いて計算された金額(取引証拠金所要額)以上の額で決定することとされており、当社の「委託者証拠金」は、(株)日本証券クリアリング機構から毎週金曜日に発表されるプライス・スキャンレンジを下回らない金額を設定しております。なお、「証拠金所要額」は相場の状況等により、適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は一定の金額ではありません。

b 受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金の総額に、現金授受予定額(計算上の損益(益勘定の場合は加算しません)+売買損益金)を加減した額を「受入証拠金の総額」といいます。

建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

(2) 証拠金の返還

当社は、顧客が商品先物取引について、お客様が差し入れた又は預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、申し出から4営業日以内に返還します。

3. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することに

よって行うこととなります。

- (3) 金融商品取引所が指定する日時までに(1)、(2)いずれも行われなかった場合
お客様の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

先物取引及びその委託に関する主要な用語

- ・ 証拠金（しょうこきん）
先物取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。
- ・ 建玉（たてぎょく）
先物取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買戻し
売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。
- ・ 転売
買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。
- ・ 限月（げんげつ）
取引の決済期日の属する月をいいます。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。
- ・ ロールオーバー
限日現金決済先物取引の建玉について、その建玉が存在する取引日において転売又は買戻しが行われないときは、当該取引日を限日とする建玉が当該取引日の翌取引日の夜間立会に係る売買注文の受付開始時の直前に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容（限日については当該取引日の直後の取引日とします。）を有する建玉が新たに発生することをいいます。

商品先物取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における商品先物取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 商品先物取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

＜商品先物取引に関する租税の概要＞

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 商品先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得と

して課税されます。なお、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能であり、損失は翌年以降3年間繰り越して利益を相殺できる繰越控除の制度があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 商品先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において商品先物取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「先物・オプション取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、先物・オプション取引口座を開設していただく必要があります。先物・オプション取引に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。（当社ではオプション取引は取り扱っておりません）
- ・ 先物・オプション取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、新規又は仕切、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- ・ 注文された商品先物取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書兼保証金受領書」が交付されます。
- ・ また、商品先物取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、当社から毎月「取引残高報告書」が郵送されます。
- ・ この「取引報告書兼保証金受領書」、「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の取引相談室へ直接ご連絡下さい。

当社の概要

商 号 等	大起証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第195号
本店所在地	〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目2番13号		
連 絡 先	052-201-6311（代表） 又はお取引のある支店にご連絡ください。		
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 日本投資者保護基金 日本商品委託者保護基金		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資 本 金	6億3000万円 （令和3年6月15日現在）		
主 な 事 業	金融商品取引業		
設 立 年 月	1950年8月		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目2番13号

電話番号 : 0120-706-030 (本社取引相談室)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝祭日除く)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)



広島イノベーションセンター／〒730-0013 広島市中区八丁堀15番10号
電話 (082) 221-5500 (代表)

電話 052-201-6333

2 版
2021.10